

平成24年度 第3回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について
(高羽線ほか26路線)

- ・東灘区御影郡家の住民 (意見書番号: 1)
- ・須磨区若草町の住民 (意見書番号: 2)
- ・須磨区一ノ谷町の住民 (意見書番号: 3)
- ・垂水区学が丘の団体 (意見書番号: 4)
- ・須磨区月見山本町の住民 (意見書番号: 5)

番号	提出者	意見書の要旨
1	東灘区御影郡家の住民	<p>もともと「主要幹線道路以外」の区分から今回は「廃止」となり整備計画道路としては対象外ということになるのでしょうか？一旦廃止というより復活の見込みのない廃止ということ？</p> <p>また、自宅前の道路である程度の幅があるため、違法駐車（迷惑駐車）が耐えません。駐車後、突然発車するなど子供も危険なめにもあっています。ガードレールを設置するなど道路幅を狭くして、また歩行者にも安全に通行できるように改良できないのか。管轄外なので対応できない？</p> <p>また、具体的にはどのような用途に使用するなど検討を進めていくのでしょうか。</p> <p>市民の意見などはどのように組み入れていくのでしょうか。</p>
2	須磨区若草町の住民	<p>都市計画道路の変更案を拝見致しました。</p> <p>私の家は夢野白川線の南側に有り、西神戸有料道路が無料になってからは、24 時間車の振動になやまされています。特にコンテナ車が通行する時は、家が揺れ、地震と間違ふほどびっくりします。</p> <p>この計画で作り直す道路は、住民の事も考えて振動のない「キカク道路」でお願い致します。</p>

番号	提出者	意見書の要旨
3	須磨区一ノ谷町の住民	<p>山麓線の一ノ谷町1丁目部分につきまして、須磨一ノ谷グリーンハイツには、都市計画道路への拡張用となる用地が既存の道路に沿って確保されており、現在、緑地となっております。</p> <p>この用地が、グリーンハイツの持分か、神戸市の持分かは私には不明ですが、仮に後者の場合、団地開発時に団地内の道路と共に一体的に整備、確保され、開発業者より市へ譲渡されたと推測されます。この場合、拡張用地はあくまで将来の道路用として提供したものであり、他の目的のために提供したものではないと考えられます。よって、この部分につきましては、不動産業者などに転売しない事、現在の緑地のまま保持し、維持管理する事などをお願いしたいと考えます。</p> <p>今回の都市計画道路の中止により、静寂な環境が保たれる反面、一ノ谷川の橋（潮見台橋）から国道2号までは、歩道の無い狭小な道路であり、歩行者にとっては通学路でもありながら、車がすぐ脇をすり抜ける油断ならない道路であり、一方、ドライバーからは、山陽電車のガードで高さを大きく制限され、また、国道2号での右折の困難な道路が固定化されることとなり、安全性、利便性の向上が断たれたとも考えられます。</p> <p>ですから、交換条件ではないですが、せめて上記の対応は恒久化頂きたいです。</p> <p>また、グリーンハイツA, B棟向かいには同じく、道路用地らしき空き地がありますが、ここは無粋なシートが張られたままです。こちらも、貸し農園、或いは、公園として、整備するよう、ご検討をお願いします。</p> <p>須磨では、道路の拡張や、桜道の整備など、他の地域には投資がされていますが、一ノ谷におきましては、全くと言って良いほど手付かずの、無投資状態です。住民税、都市計画税は平等に支払っているのですから、せめて上記の対応をお願いしたいと考えます。よろしくをお願いします。</p>

番号	提出者	意見書の要旨
4	垂水区学が丘の団体	<p>今回の都市計画道路整備変更案の道路（80-2・80-3・80-4）については、通学路として利用されています。また、隣接する小束山・県有林「昭和天皇お手植えの松」及び垂水健康公園を利用する地域住民の方々にも大変重要な道路であることを認識しております。</p> <p>つきましては、今回の「天神川乗越峠線変更案」廃止には、異議申し上げるとともに下記の点について強く要望いたしますのでご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の拡幅工事及び歩道の新設及び安全確保 ・歩道照明設備の増設 ・道路舗装の修理 ・横断歩道の整備
5	須磨区月見山本町の住民	<p>都市計画道路 63-1 号を建設すると、これまで中央幹線須磨橋東詰から阪神高速の脇にある県道天上川左岸線を経て離宮公園前交差点へ抜けていた自動車の多くが、新しくできた道路を通ることが予測されます。しかし大型車を含む一部の自動車はこれまで通り県道天上川左岸線を通ることから、交通量の多い道路が近隣に 2 ルートできてしまうこととなります。さらに、南北を貫く道路として離宮道もあります。これでは、交通事故の生じる可能性のある個所を増やし、また、騒音や排ガスによる環境悪化のエリアを増やすだけにすぎません。都市計画道路 63-1 号のルートは、住宅街の中を貫き、近くを通学に利用する児童が多くいます。通過する車の利便だけを考えるのではなく、どうか、住民の安全と環境の保全を優先していただき、計画を中止していただくようお願い申し上げます。</p> <p>代わりに県道天上川左岸線の改善を要望します。この道路の 4 車線化、中央幹線との往来をしやすくすること、山陽電鉄との立体交差化などを行うことで利便性が向上し、付近の慢性的な渋滞という現状の問題点が改善するではないでしょうか。交通の停滞が改善すれば、排ガスによる大気汚染も改善が見込まれます。新しい道路を建設するよりもメリットが大きいと考えます。どうか通り過ぎる車ではなく、そこに生活する住民の安全と住環境を守る、良識ある判断をお願い申し上げます。</p>